

# 企業における障がい者雇用の 取り組みについて

社会福祉法人かたばみ会  
特別養護老人ホームかたばみ荘  
施設長 五十嵐重明

# 本日本話しさせていたたく内容

- ▶ 1. 社会福祉法人かたばみ会の概要
- ▶ 2. これまで雇用した方々について
- ▶ 3. 業務内容について
- ▶ 4. 採用の経緯とその後について
- ▶ 5. 長く働いてもらうために

# 1. 社会福祉法人かたばみ会の概要

社会福祉法人かたばみ会は、初代理事長  
故酒井素行氏の 「地域社会への貢献」  
「世代を超えて続く福祉事業の実現」  
「自らが入りたいと思える施設の創設」  
という理念のもと、平成11年3月に社会福祉  
法人として認可を受け、平成12年3月から特  
別養護老人ホーム、ショートステイ、デイ  
サービスの3事業を開始し現在に至る。

## これまでの歩み

| 西暦   | 和暦    | 月   | 沿 革                                |
|------|-------|-----|------------------------------------|
| 1999 | 平成11年 | 3月  | 法人設立                               |
| 2000 | 平成12年 | 3月  | 特別養護老人ホームかたばみ荘開設（定員50名）            |
|      | 〃     | 〃   | ショートステイサービスかたばみ荘開設（定員10名）          |
|      | 〃     | 〃   | デイサービスセンターかたばみ荘開設 一般型20名、認知症対応型10名 |
| 2002 | 平成14年 | 11月 | 特別養護老人ホーム30床増床（定員80名）              |
|      | 〃     | 〃   | 在宅介護支援センター（居宅介護支援）開設               |
| 2009 | 平成21年 | 4月  | 多機能施設かたばみ荘（小規模多機能型居宅介護）開設          |
| 2010 | 平成22年 | 3月  | 養護老人ホームかたばみの家開設（定員50名）             |
|      | 〃     | 4月  | 特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム内）開設            |
| 2018 | 平成30年 | 5月  | デイサービス地域密着型通所介護へ登録変更（定員18名）        |
| 2023 | 令和5年  | 9月  | 障害福祉サービス 共生型生活介護（通所介護内）開始          |
|      | 令和5年  | 11月 | 特定相談支援事業所かたばみ荘開設（在宅介護支援センター内）      |
| 2025 | 令和7年  | 8月  | 養護老人ホーム契約入所受け入れ開始                  |

# かたばみ会はここに 있습니다



# かたばみ会はここに 있습니다



## 職員構成

|                                   |       |            |
|-----------------------------------|-------|------------|
| ▶ かたばみ会全職員数                       | 9 2 名 | (R7.8.1現在) |
| ▶ 男性職員                            | 3 5 名 | 38%        |
| ▶ 女性職員                            | 5 7 名 | 62%        |
| ▶ 正職員                             | 7 9 名 | 86%        |
| ▶ パート職員                           | 1 3 名 | 14%        |
| ▶ 全職員のうち 6 5 歳以上                  | 7 名   | 8%         |
| ▶       //                   外国人  | 6 名   | 7%         |
| ▶       //                   障がい者 | 5 名   | 5%         |

## 2.これまで雇用した方々について

|   |   | 障がい<br>区分 | 手帳 | 採用開<br>始 | 採用<br>時年<br>齢 | 通勤<br>手段 | 業務内容       | 現在の状況            |
|---|---|-----------|----|----------|---------------|----------|------------|------------------|
| A | 男 | 知的        | B  | H19.4    | 30歳           | 徒歩       | 業務員兼介護補助員  | 勤続18年            |
| B | 女 | 身体        | 4級 | H26.1    | 57歳           | 車        | 介護補助員→介護職員 | R5.3月定年退職 勤続9年   |
| C | 女 | 精神        | 3級 | H27.4    | 21歳           | 徒歩       | 介護職員       | 勤続10年 介護福祉士取得    |
| D | 男 | 知的        | B  | H30.8    | 32歳           | 徒歩       | 介護補助員      | H31.2月退職 勤続 5 ヶ月 |
| E | 女 | 知的        | B  | R2.1     | 25歳           | バス       | 介護補助員      | 勤続5年             |
| F | 男 | 知的        | B  | R6.2     |               | 車        | 介護補助員      | 勤続1年             |
| G | 男 | 精神        | 3級 | R6.8     | 32歳           | 車        | 介護職員       | 勤続1年 介護福祉士       |

## 採用のきっかけ

- ▶ 山形県障害者自立支援プロモート事業
- ▶ ハローワークの紹介
- ▶ 山形県立庄内職業能力開発センターの紹介  
(実践能力習得訓練コース インターンシップ3ヶ月)
- ▶ サポートセンターかでの紹介
- ▶ 学卒の求人

公共職業訓練（山形県障がい者対象委託訓練）

庄内地区 開催

企業実習型 職業訓練

# 実践能力習得訓練コース（インターンシップコース）

令和7年5月発行版（第1版）

ハロートレーニング

—— 急がば学べ ——



- ★ 障がいのある方を対象とした職業訓練です。
- ★ 実習先企業での就労を目標にします。
- ★ 企業実習（インターンシップ）により実務能力を養成します！

受講者募集

## ◆ 訓練概要 ◆

事業所現場を活用して障がいのある方の職業能力の開発・向上を目的とする職業訓練です。県が企業等に委託して実施します。

※訓練期間中に、企業等から訓練受講者に対して給与が支払われることはありません。

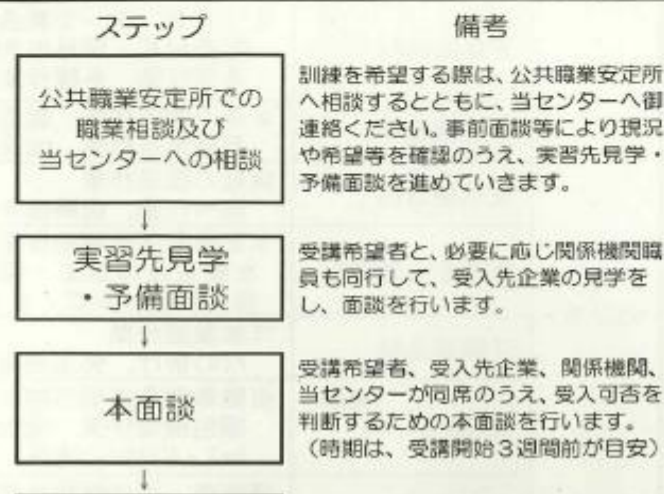
## ◆ 訓練内容 ◆

就労を希望する分野における企業実習を設定します。  
なお、受入先企業1社の企業実習を1つの訓練コースとして実施します。※裏面に、訓練コースを掲載しています。

## ◆ 訓練場所 ◆

受入先企業の事業所が訓練場所となります。  
※訓練場所への送迎サービスはありませんので、受講を検討

## 受講申込、訓練受講から訓練修了までの流れ



### 3.業務内容について

業務員...主たる業務員の指示を受け、業務を遂行しています。

- ▶ 施設内外の環境整備に関する事が主な業務で、例として施設内外の清掃、植木や鉢花の管理、草刈り、除雪、洗車など多岐にわたります。

介護職員...出来ない事もあるけれど、出来る事もたくさんあります。

- ▶ 利用者の食事、排泄、入浴など介護全般に関することをを行います。
- ▶ 利用者の毎日の日課のお手伝いをします。
- ▶ 施設の行事など実施します。
- ▶ 多機能施設では、訪問サービスも行っており、利用者の自宅へ行き、生活援助系のサービスを担当してもらったこともあります。

## 介護補助員...介護職員の補助を行います。

- ▶ 食事の際の配膳や下膳、食後の食堂やテーブルの清掃、食べこぼし対策のエプロンの洗濯
- ▶ 入浴前の浴室の環境整備（準備）や浴室の清掃、利用者を浴室へ誘導、ドライヤー掛け、居室への誘導
- ▶ 排泄介助（オムツ交換）後の使用物品の清掃消毒、ごみ処理、必要物品の補充
- ▶ リネン（寝具）交換
- ▶ ショートステイ受け入れ準備（居室環境整備）
- ▶ 洗濯物配布

介護の現場にはお願いしたい仕事がたくさんあります。

- ▶ 介護には身体介護（直接体に触れる）と生活援助（掃除洗濯など身の回りのこと）があり、身体介護は技術やその場その場の判断が必要となりますが、生活援助はある程度の手順を決めて遂行します。手順をしっかりと決めてお願いしています。





# 手順書の例

## ＜SS居室準備品＞

R2.8月

|   | 氏名 | マット    | 柵    | テレビ | Pトイレ      | 体交表 | 体交枕 | オーバー<br>テーブル | 離床<br>センサー | 備考                                                                     |
|---|----|--------|------|-----|-----------|-----|-----|--------------|------------|------------------------------------------------------------------------|
| あ |    | 普通     | 上部2本 |     |           |     |     |              | ●          | 左壁付け                                                                   |
|   |    |        |      |     |           |     |     |              |            |                                                                        |
|   |    | 普通     | 上部2本 |     | ●<br>夜間のみ |     |     |              | ●          | 右壁付け                                                                   |
|   |    |        |      |     |           |     |     |              |            |                                                                        |
|   |    | 普通     | 上部2本 | ●   |           |     |     | ●            |            | 右L字バー 車椅子                                                              |
|   |    | 普通     | 上部2本 | ●   |           |     |     | ●            |            | 在庫あれば左側L字バー。移乗動作を左側からのみ行う為、動作がしやすいように左側足元に十分なスペースを取る。個室の場合はトイレ施錠。尿器準備。 |
| か |    | 普通     | 上部2本 |     |           |     |     |              | ●          | 左壁付け                                                                   |
|   |    | 普通     | 上部2本 | ●   |           |     |     | ●            |            | 左側L字バー、低床ベッド、多床室の時はトイレに近い方                                             |
|   |    | 普通     | 上部2本 |     |           |     |     |              |            | 左側壁付け                                                                  |
| さ |    | 普通     | 上部2本 |     |           |     |     |              |            |                                                                        |
|   |    | 普通     | 上部2本 |     |           |     |     |              | ●          | 左壁付け                                                                   |
|   |    | 普通     | 上部2本 | ●   |           |     |     |              |            |                                                                        |
|   |    | 普通     | 上部2本 |     |           |     |     |              |            |                                                                        |
|   |    | 普通     | 上部2本 |     | ●         |     |     |              |            | 右壁付け、L字バー                                                              |
|   |    | コンフォート | 上部2本 |     |           |     |     |              |            | ベット右側壁付け、延長コード                                                         |
|   |    | 衛生     | 上部2本 | ●   | ●         |     |     |              |            | 右側L字バー 車椅子                                                             |





# 介護の現場にはお願いしたい仕事がたくさんあります。

- ▶ 身体介護の主なものとして、食事、排泄、入浴の介助がありますが、それらの介助の前後に準備や後片付けが必ずあり、そこにも多くの時間が必要となります。食事介助の一例として、配膳・下膳、食べこぼし対策のエプロンの準備と洗濯、食後のテーブルや食堂の清掃。これらを介護補助員に手伝ってもらうだけで、介護職員の仕事の軽減や時間の短縮になり、その時間を他の方の介助に充てたり、利用者との会話の時間に費やすことが出来、利用者との信頼関係を築くことが出来ます。

と、いう事で  
職場の戦力として頼りにしています。  
そして大変助かっていますので、  
職員、利用者共に皆さんに働  
いてもらって感謝しています。

## 4.採用の経緯とその後について

# Aさんの場合

- ▶ 平成18年度山形県障害者自立支援プロモート事業により、酒田公共職業安定所より推薦があり、採用に至る。
- ▶ 就業当初から業務員として、施設内外の環境整備を行う傍ら、介護職員の手伝いをしながら利用者と接する機会を設ける。
- ▶ 元来の人懐っこい性格から、職員と打ち解けるのは早く、親睦会などでも皆と一緒に飲食を楽しんだりしていた。2次会にも参加するなど、他の職員も何も構えずに接していた。
- ▶ 施設内の清掃や、リネン交換、介護職員の手伝いなど（当時は介護補助員という職種はなかった）の時に利用者と接することも多く、利用者ともうまく接することが出来ていた。
- ▶ 現在は特養（80床）だけでなく、養護老人ホーム（50床）も兼務し、両方の施設で活躍している。

## Aさんの1日の仕事の流れ...8/1の業務日誌より

|       |    |                                                |
|-------|----|------------------------------------------------|
| 8:30  | 特養 | 手すりの消毒清掃、廊下の清掃                                 |
| 9:00  | 養護 | リネン交換、廊下清掃、集会室・階段の清掃<br>各通り汚物処理室清掃             |
| 13:00 | 養護 | ゴミ集め、洗濯機フィルター清掃<br>浴室清掃                        |
| 16:00 | 特養 | 浴室清掃、浴室内必要品の準備<br>洗濯乾燥機フィルター清掃<br>居室施錠確認、鉢の水やり |
| 17:30 | 退勤 |                                                |

# Aさんの出来る事、出来ない事

- ▶ 長年の経験から、清掃業務に関しては問題なし。障子の張替、エアコンフィルターの手入れなどの施設の備品管理も可能。
- ▶ 清掃業務など、毎日のルーチンワークとなっていれば問題ないが、毎日同じ仕事だと飽きてしまうのか、正確性に欠ける時が見られる。
- ▶ 施設の設備管理業務に関しては、定期的に行う必要があるが、その時期の判断はできない。

という事で、毎日全く同じ業務ではなく、日々の仕事に変化を持たせているが、その組み立てに関しては主任業務員の指示によって行われています。

## Bさんの場合

- ▶ ハローワークの紹介により採用。
- ▶ 両股関節機能障害により、歩行に軽度の障害がある。
- ▶ 以前は販売やレジなどの職歴あり。他者とのコミュニケーションは問題なし。
- ▶ 初めは業務員兼介護補助員との職名でパートとして採用。主に清掃業務を担当していた。
- ▶ 翌年からフルタイム勤務へ変更。
- ▶ 特養、養護老人ホーム、デイサービスなど、様々な部署で介護職員としても活躍。
- ▶ 退職前の3年ほどは多機能施設で介護職員として勤務。

## Bさんの出来る事、出来ない事

- ▶ 小柄な女性で、歩行に軽度の障害あり。
- ▶ 掃除、洗濯、炊事は問題ないが、高いところに手が届かない、重い物の持ち運びができない。
- ▶ 介護職員として、食事介助は可能だが、自身の歩行も不安定なので歩行の付き添い介助は出来ない。また、非力の為利用者のベッド上での体位変換も出来ないためオムツ交換等排泄介助は出来ない。

生活援助と食事介助ができるので、多機能施設で介護職員として活躍。訪問サービスで利用者宅に訪問し、掃除や灯油の補充など、生活援助中心のサービスの方を担当。

## Dさんの場合

- ▶ 山形県立庄内職業能力開発センターの紹介により、H30.5月から3か月のインターンシップを経て採用となる。
- ▶ インターンシップは1日6時間、1か月で約22日間の勤務。
- ▶ インターンシップ中は体調不良で休む時はある（3か月間で4日程）が、真面目に業務に取り組んでいた。
- ▶ インターンシップと同じ勤務時間と日数でH31.8月から採用したが、9月ごろから休みがち（月に5～7日は休んでいる）となる。休みの理由はいろいろ。
- ▶ H31.2月には無断欠勤もあり、本人に連絡をすると退職の意向がある。かでると連携を取り、慰留するが本人の意志が固く退職となる。

## Gさんの場合

- ▶ ハローワークの紹介により選考の結果、採用となる
- ▶ 以前、別の介護施設での介護職としての経験あり、介護福祉士の資格も取得済み
- ▶ 試用期間中に苦手なことが判明
  - ・ 具体的には、ベッド上での着衣介助が出来ない
  - ・ 複数の介助の同時進行など、自分で組み立てができない
- ▶ 本人にはそのことをフィードバックし、苦手なところは積極的に取り組むと約束。業務習得に意欲あり
- ▶ 試用期間3か月で様子を見ると、要領は悪いが仕事はまじめに取り組む、高齢者には優しく接する姿があり、雇用を継続する

## Gさんの場合

- ▶ 試用期間終了後も、先輩職員からの指導を受け苦手業務の克服に取り組むがなかなか成果につながらない
- ▶ 指導している先輩職員「こんなに教えているのになぜできない」との思いからのイライラが募る
- ▶ 本人も出来ない自分への歯がゆさと、厳しい指導にストレスを抱えてしまい、体調を崩す
- ▶ 本人から「統合失調症」であることの申し出を受ける
- ▶ 手帳の申請等は自身で市役所に行き相談
- ▶ 本人から了承を得て、病気のことを職員へ伝え、本人の状態について周囲の理解を得る

## Gさんの場合

- ▶ 周囲の理解を得て、
- ▶ 「苦手なこと、出来ない事の克服」から、「出来る事の実践と出来そうなことの習得」へとシフトチェンジ
- ▶ 周囲の職員のイライラ解消
- ▶ Gさん本人の笑顔も増える

## Gさんの出来る事、出来ない事

- ▶ 基本的な介助（移動・オムツ交換・着替え等）は出来るが、ベッド上での着衣介助が出来ない
- ▶ 複数の仕事の絡み合った介助（オムツ交換+衣類交換+寝具交換）
- ▶ ルーチンワークからはみ出た突発的な出来事の対応

同じ時間帯の勤務者の指示や援助をもらいながら、一つ一つ確実に介護業務を実行していきます。

## 5.長く働いてもらうために

本人の働ける条件（時間、曜日、業務内容等）

と

事業所の働いてもらいたい条件とのマッチング

# 職場の環境整備

## 障害者職業生活相談員を選任

※「障害者の雇用の促進に関する法律」では、事業主は障害者を5人以上雇用する事業所ごとに選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないとされている。

令和3年に資格認定講習を修了し、令和7年に5人を超えた時点で選任した

## おわりに

- ▶ 本人にお願いしていることは、出来る事と出来ない事を明確にし、出来る事をしっかりと責任をもってやってもらう事
- ▶ 周りの職員にお願いしていることは、出来る仕事をしっかりとやってもらえることへの感謝（これやってもらえてありがたい）を忘れない事
- ▶ 全職員で、仕事の最終目標（利用者の生活を支えること）に向けてのチームであることの自覚